



労働時間管理適正化指導員の個別訪問 随時受付中！！



奈良労働局監督課には、「**労働時間管理適正化指導員**」を2名配置しており、自主的に適正な労務管理を行ってもらうための支援をしています。

当該指導員は**社会保険労務士の資格**を有しており、**個別訪問**にて、労働基準関係法令に関する説明をさせていただきます。

個別訪問は、**無料**です。

当該指導員は労働基準監督官ではありませんので、**行政指導**を行うことはありません。

労務管理を行う上での悩み事について、是非、お気軽に、ご依頼ください



出前講座のご依頼、随時受付中！



奈良労働局監督課では、

学生を対象に、**労働基準関係法令の説明**を**無料**で実施しております

ご希望の実施場所・実施時間・説明内容についてご依頼いただければ、できる限り希望に沿って調整及び準備させていただきます！

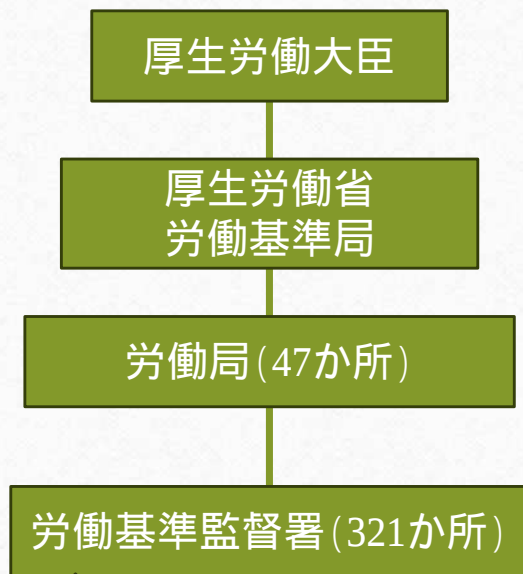
将来、労働者として働く人にとっても、事業主として経営者になる人にとっても、労働基準関係法令を知っていることは、労使トラブルを防ぐために必須です!!

教員の皆さまの負担軽減のためにも、是非、お気軽にご依頼ください！！

【問合せ先】監督課 **TEL:0742-32-0204** **Mail:kantokuka-narakyoku@mhlw.go.jp**



労働基準監督官について



労働基準行政の最前線！

労働基準監督官の主な業務

監督指導業務

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づき、定期的にあるいは働く人からの情報を契機として、事業場に立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して、法違反が認められた場合には事業主に対しその是正を指導します。危険性の高い機械や設備には使用停止などを命ずる行政処分を行うこともあります。



司法警察業務

監督指導の結果、法違反の是正について指導されたにもかかわらず従わないなど重大・悪質な事案については、刑事訴訟法に規定される司法警察職員として捜査を行い、検察庁に送検します。

安全衛生業務

労働安全衛生の専門的な知識を活かして、クレーンやボイラーなどの特殊な機械の検査や建設工事に関する計画届の審査を行います。じん肺など職業性疾病やメンタルヘルス不調の未然防止に向けた取組を推進します。重大な労働災害が発生した場合には、災害調査を行い、原因を究明し、再発防止のための指導を行います。



労災補償業務

働く人の、業務上または通勤による負傷や疾病などに対し、被災者からの労災請求に基づき、関係者からの聞き取りや医学的意見の収集などの調査を行った上で保険給付を行います。

労働基準監督官(労働Gメン)採用試験

労働条件を守り、
労働災害をなくす
あなたの使命感を活かせる
それが
来たれ
奈良労働局
労働基準監督官



奈良労働局 監督課

電話(0742)32-0204

労働基準監督官とは

全国では、約380万の事業場で約5,500万人が働いています。働く人が安心して働ける職場環境を実現するためには、労働基準法などで定められた労働条件が確保され、その向上が図られることが重要です。

労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づいて、事務所、工場、建設現場等あらゆる職場に立ち入り、事業主に対し法に定める基準を遵守させることにより、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図ることを任務とする厚生労働省の専門職員です。

労働基準監督官は、毎年、人事院・厚生労働省が実施する「労働基準監督官採用試験」の合格者から採用されます。

監督官の仕事



監督官の試験



奈良労働局の管内状況

奈良県では、約3万の事業場で約42万人が働いており、奈良労働局では、管下に4つの労働基準監督署(奈良、葛城、桜井、大淀)を配置しています。

- ・ 令和6年には、1,418名の方が4日間以上休業する労働災害に遭い、うち6名の方がお亡くなりになりました。
- ・ 令和5年度には、約9,200件の労働相談が寄せられました。
- ・ 令和5年には、労働基準監督官による1,707件の臨検監督(立入調査)を行い、11件の事件の書類送検を行っています。

「奈良労働局で働く」という魅力

奈良労働局の魅力語り出せばキリがありませんが、大きく4点を紹介します。

- ① 大きな労働局とは違い、組織が小さいだけに一人一人の存在が大きく、若手であっても重要な仕事を任せられます。また、県内の労働基準監督官全員の顔と名前も一致するくらい、全員が身近な存在です。
- ② 管内には、都会もあり山間部もあり、事務所から工場、建設現場、林業現場まで幅広い業種が存在します。また、労働相談の対応から臨検監督(立入調査)、司法事件の捜査に至るまで、幅広い業務に取り組みます。
- ③ 普段の職場は、若手であっても自由に意見を言える穏やかな雰囲気ですが、いざ司法事件の捜査において強制捜査(ガサ入れ)を実施するときは、所属部署にかかわらず労働基準監督官が参集し、厳しい姿勢で、一丸となって悪質な事業主に立ち向かいます。
- ④ 転居することなくすべての職場へ通勤でき、とても便利です。

労務管理のアドバイス 受けてみませんか？

無料で！

働き方が多様化する中、事業場における労務管理は、ますますその重要性が増すばかりですが、労働法制は改正も多く内容も多岐に亘るため、最新情報のキャッチアップが難しいこともあります。

奈良労働局では、労務管理についてのお悩みを解消するため、社会保険労務士である労働時間管理適正化指導員を無料で派遣いたします。

下記事項を記載の上、メール等にてお申し込みください。

折り返し担当よりご連絡を申し上げます。

下記に一つでもお心当たりのある事業主の皆様、ぜひお申し込みください!!

- 労働基準法についてよく知らない
- 時間外労働の取り扱いや上限規制について知りたい
- 年次有給休暇を年に5日以上取れていない
- その他、労務管理でお悩みの方



個別訪問 利用申込書

事業場名	(支店、営業所等の名称まで記入して下さい)		
代表者職氏名		記入担当者	
所在地・電話	電話() - / Mail:		
訪問希望日	第1希望 月 日 (午前希望/午後希望/どちらでも調整可能)		
	第2希望 月 日 (午前希望/午後希望/どちらでも調整可能)		
お悩み事など			

相談時間帯は、月曜日から金曜日の10時～15時頃の間で1時間程度とさせていただきます。

「労働時間管理適正化指導員」とは、主に長時間労働対策に関する助言・指導等を行う非常勤の国家公務員です。事業場の労務管理に関するご相談に応じます。

申込先：奈良労働局 労働基準部 監督課

E-mail：kantokuka-narakyoku@mhlw.go.jp

TEL：0742-32-0204

特に気を
付けて！

労務管理のポイント



割増賃金率のアップ

時間外に労働させた場合には25%以上の率で計算した割増賃金を支払わねばなりません。更に、2023年4月1日以降は、時間外労働が月60時間を超える場合、その超えた時間については50%以上の率で計算した割増賃金の支払いが必要となります。



時間外労働の上限規制

時間外・休日労働を行わせる場合は、労働者・使用者間で協定(36協定)を締結し労働基準監督署へ届け出る必要があります。

2019年4月1日から特別条項付きの36協定を締結していても、時間外労働の上限が年720時間(休日労働含まず)となっています。



年次有給休暇の管理

法定の年次有給休暇の付与日数が10日以上である労働者に対し、そのうち5日については基準日から1年以内に取得させることが2019年4月1日より義務付けられています。また、労働者ごとに年次有給休暇の管理簿を作成し、保存する必要があります。



同一労働同一賃金

通常の労働者とパート・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差は禁止されています。これは全ての待遇差が禁止されるということではなく、待遇に違いがある場合、その差は働き方や役割の違いに応じたものであると説明できるか？できない場合は改善が必要、というものです。

学生を対象とした 労働関係法令の説明会を 学校にお伺いして実施します！

近年、学生に対して、労働法の授業を実施されている学校が増えてきており、すでに実施されている学校や、今後実施を検討されている学校もあるかと思います。

しかし、労働法については、近年改正も多く、内容也多岐に亘るため、労働法の授業準備を行うこととなれば、教員の皆さまに多大な負担がかかることは間違いありません。

そこで、奈良労働局監督課の職員における出前講座のご利用はいかがでしょうか。

労働局及び奈良県内の各労働基準監督署では、日々、労使双方から様々な相談が寄せられており、トラブル事例や学生にとって必要と思われる労働法の知識について、わかりやすくご説明させていただきます。

ご興味がある方は、下記連絡先まで、お気軽にお問合せください。

また、利用希望の場合は、下記事項を記載の上、郵送又はメールにてお申し込みください。

出前講座 申込書

事業場名	(支店、営業所等の名称まで記入して下さい)		
代表者職 氏名		記入担当者	
所在地 ・電話	電話() - / Mail:		
訪問 希望日	第1希望	月 日	(午前希望/午後希望/どちらでも調整可能)
	第2希望	月 日	(午前希望/午後希望/どちらでも調整可能)
希望の 講座内容			

申込先：奈良労働局 労働基準部 監督課

E-mail：kantokuka-narakyoku@mhlw.go.jp

TEL：0742-32-0204

